

掲載1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	有料公園施設使用許可		
根拠法令及び条項	那覇市公園条例 第16条 那覇市公園条例施行規則第4条 第6条 第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市公園条例 第16条 (使用許可) 第16条 有料公園施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。 3 市長は、第1項の規定による許可をするに当たって有料公園施設の管理のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。		
審査基準 設定年月日	昭和45年4月11日 (那覇市公園条例制定日)	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(4日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和45年7月1日 (那覇市公園条例施行規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。